

・ 初診日とは

病気やけがによって初めて医師等の診療を受けた日のことです。

ここで気をつけてほしいのは、病気やけがで複数の傷病名がある方や体調不良で内科や整形外科等を受診されたあとに精神疾患の医師等の診療を受けた方です。

考えておられる初診日と異なる場合がありますので、十分な確認が大切です。

《初診日となりえる日》

初めて診療を受けた日

- ・ 治療を受けたり療養の指示があった場合

転医したときの最初の医師の診療を受けた日

- ・ 同一傷病で医療機関を2箇所以上受診した場合

最初の傷病の初診日

- ・ 障害の原因となった傷病に、さらに**相当因果関係**のある傷病で障害となった場合

健康診断を受けた日

- ・ 勤務先や個人で受診した健康診断の結果をもとに療養の指示があった場合

再度発症して医師の診療を受けた日

- ・ 同一傷病で再発していて、旧傷病が社会的治癒したと認められた場合

誤診をした医師の診療を受けた日

- ・ 正確な傷病名が確定した日ではない

じん肺症と診断された日

- ・ じん肺結核を含む

労災の療養給付での初診日

- ・ 業務上の傷病の場合

先天性疾病の場合、上記にあてはまらない場合があります。

初診日の確定は、障害年金請求への第一歩です。この日が確定しなければ、障害年金の受給に結びつきません。

あきらめずに一緒に探してみませんか。ぜひ当事務所へお気軽にご相談ください。